

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例新旧対照表【令和5年3月交付の日施行時点】

改正後（令和5年3月施行時点）	改正前
<p style="text-align: center;">○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号 (荷主及び荷受人の責務)</p> <p>第99条 荷主及び荷受人は、自らの責任と相互の協力により、自動車から発生する排出ガス及び騒音を低減するため、計画的な運行に努めなければならない。</p> <p>2 荷主は、自己の主たる事業に係る貨物又は廃棄物（以下「貨物等」という。）を市内の自己の事業所その他の場所（以下「事業所等」という。）から次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境への配慮のため必要な事項として規則で定める項目（以下「環境配慮行動項目」という。）の実施を要請する旨を記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「環境配慮行動要請票」という。）を提供し、当該環境配慮行動項目の実施の要請に努めなければならない。ただし、運搬に規則で定める自動車（以下「対象自動車」という。）が使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 荷主が委託した貨物運送事業者等（規則で定める事業者等をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 当該貨物等の荷受人（当該荷受人が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）</p> <p>3 荷受人は、貨物等を市内の自己の事業所等に次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施の要請に努めなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 荷受人が委託した貨物運送事業者等</p> <p>(2) 当該貨物等の荷主（当該荷主が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）</p> <p>(指定荷主及び指定荷受人の責務)</p> <p>第99条の2 前条第2項の規定にかかわらず、貨物等の運搬に係る自動車から発生する排出ガスによる環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める要件に該当する荷主（以下「指定荷主」という。）は、貨物等を市内の自己の事業所等から次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請しなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 指定荷主が委託した貨物運送事業者等</p> <p>(2) 当該貨物等の荷受人（当該荷受人が委託した貨物運送</p>	<p style="text-align: center;">○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号 (荷主及び荷受人の責務)</p> <p>第99条 荷主及び荷受人は、自らの責任と相互の協力により、自動車から発生する排出ガス及び騒音を低減するため、計画的な運行に努めなければならない。</p> <p>2 荷主は、自己の主たる事業に係る貨物又は廃棄物（以下「貨物等」という。）を市内の自己の事業所その他の場所（以下「事業所等」という。）から次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境への配慮のため必要な事項として規則で定める項目（以下「環境配慮行動項目」という。）の実施を要請する旨を記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「環境配慮行動要請票」という。）を提供し、当該環境配慮行動項目の実施の要請に努めなければならない。ただし、運搬に規則で定める自動車（以下「対象自動車」という。）が使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 荷主が委託した貨物運送事業者等（規則で定める事業者等をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 当該貨物等の荷受人（当該荷受人が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）</p> <p>3 荷受人は、貨物等を市内の自己の事業所等に次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施の要請に努めなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 荷受人が委託した貨物運送事業者等</p> <p>(2) 当該貨物等の荷主（当該荷主が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）</p> <p>(指定荷主及び指定荷受人の責務)</p> <p>第99条の2 前条第2項の規定にかかわらず、貨物等の運搬に係る自動車から発生する排出ガスによる環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める要件に該当する荷主（以下「指定荷主」という。）は、貨物等を市内の自己の事業所等から次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請しなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 指定荷主が委託した貨物運送事業者等</p> <p>(2) 当該貨物等の荷受人（当該荷受人が委託した貨物運送</p>

改正後（令和5年3月施行時点）	改正前
<p>事業者等に運搬させる場合を含む。）</p> <p>2 前条第3項の規定にかかわらず、貨物等の運搬に係る自動車から発生する排出ガスによる環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める要件に該当する荷受人（以下「指定荷受人」という。）は、貨物等を市内の自己の事業所等に次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請しなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>（1） 指定荷受人が委託した貨物運送事業者等</p> <p>（2） 当該貨物等の荷主（当該荷主が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）</p> <p>3 指定荷主及び指定荷受人は、第1項又は前項の規定による提供に係る環境配慮行動要請票（書面の場合は、その写し）を、規則で定める期間、保存しなければならない。</p> <p>4 指定荷主及び指定荷受人は、第1項又は第2項の規定による要請の実施状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の規定は、川崎市地球温暖化対策等のの推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）第11条第1項の規定により、第1項又は第2項の規定による要請の実施状況の報告を行った指定荷主又は指定荷受人については、適用しない。</p>	<p>事業者等に運搬させる場合を含む。）</p> <p>2 前条第3項の規定にかかわらず、貨物等の運搬に係る自動車から発生する排出ガスによる環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める要件に該当する荷受人（以下「指定荷受人」という。）は、貨物等を市内の自己の事業所等に次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請しなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>（1） 指定荷受人が委託した貨物運送事業者等</p> <p>（2） 当該貨物等の荷主（当該荷主が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）</p> <p>3 指定荷主及び指定荷受人は、第1項又は前項の規定による提供に係る環境配慮行動要請票（書面の場合は、その写し）を、規則で定める期間、保存しなければならない。</p> <p>4 指定荷主及び指定荷受人は、第1項又は第2項の規定による要請の実施状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の規定は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）第11条第10条第1項の規定により、第1項又は第2項の規定による要請の実施状況の報告を行った指定荷主又は指定荷受人については、適用しない。</p>